

石垣市公共施設予約システム等導入委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

沖縄県 石垣市 企画部 スポーツ振興課

1 趣旨

本業務は、石垣市（以下「本市」という）における公共施設の利用促進及び利用者の利便性向上を図るため、インターネットを通じた公共施設予約システム（以下「本システム」という）の導入を行うことを目的とする。

これに伴う事業者選定にあたっては、価格だけでなく、システム導入及び管理運用について高い安定性、高度な専門知識、技術力が求められ、これらの技術力を含めた総合的な判断で業者選定する必要があるため、広く参加を募ることができる公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という）で募集する。

2 業務基本方針

- (1) 本システムは、インターネットを利用したクラウドシステムとし、施設内のサーバー設置は不要なものとする。
- (2) システムを利用するための PC 以外の機器等（以下、「機器等」という。）の調達、ネットワーク設定及び保守業務も、本件の調達内容に含めるものとする。
- (3) 本体システムの導入費（イニシャルコスト）と運用保守費（ランニングコスト）は分けて提案すること。

3 業務概要

- (1) 業務名
石垣市公共施設予約システム等導入委託業務
- (2) 業務内容
本業務の範囲は、次の通りとする。なお、当該業務は受託者の負担と責任において実施すること。
 - ① 施設、設備備品、料金、利用団体等の各種マスターの設定、登録、検証。
 - ② システム機能要件（詳細内容は別紙 2_システム機能要件確認書に掲げる通り）を満たすために必要となる本システムの開発（変更、及び修正を含む）、検証、保守。（但し、事務処理における運用変更に対しても、運用に影響のないシステムを実現するための開発手法を採用すること。）
 - ③ 本システムを稼働させるための技術サービスの構築を行うこと。
 - ④ 本システムの操作マニュアルの作成、提供。
 - ⑤ 施設職員及び利用者を対象とする操作等の研修を対面にて実施すること。
 - ⑥ 運用テスト実施のための計画策定、及び実施環境構築、問合せ対応等に係る職員支援の実施。
- (3) 運用支援体制
本システムの運用開始後、施設職員が円滑に業務を遂行できるよう、電話やメール、FAX 等による問合せを受けるために支援体制を確立すること。
- (4) 成果物

成果物	内容
本システム	本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行う ・本システム 一式
各種ドキュメント類	本システムの環境構築にあたり作成したドキュメント類 ・研修関連一式（研修マニュアル等） ・その他一式（操作マニュアル、打合せ議事録等）

(5) 業務履行期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

(6) 提案上限額

業務費に係る提案上限額は以下のとおりとする。

4,554,000 円 (令和 7 年度) (消費税及び地方消費税を含む。)

※提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※経費内訳は「8 企画提案書・見積書等の提出の(3)見積書」の①システム構築業務及び②システム使用料等のおりとする。

※システム利用料は月額料金×3 か月とする。

4 応募資格

プロポーザルに参加できるのは、公募開始時点において、次の各号のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、または営業所などを有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 法人税、地方税、消費税又は地方消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(昭和 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始がなされていない者であること。
- (5) 石垣市及び本店所在地において市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(仮にうけている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること)。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。(下請け業者も同様とする。)
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (9) 個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、情報の漏洩、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、プライバシーマーク((一財)日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。)及び ISMS (ISO/IEC27001) の認証ならびに ISMS (ISO/IEC27017) クラウドセキュリティ認証を取得している者であること。また証明として、確認証の写しを提出すること。
- (10) 過去 3 年以内に、行政機関などから違法または違反行為等による勧告やそれに類似する行政処分、罰則などを受けたことがある場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について報告すること。報告を怠り後日発覚した場合には参加資格及び契約も不履行とする。
- (11) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体において、公共施設予約システム導入業務を受注し、構築を完了した実績があること。証明として契約書等(写し)を提出すること。※コンソーシアム(共同事業体)での参加も認めるが、代表企業は参加資格(1)の条件を満たすこと。
- (12) その他、本業務に係る関係法令などを遵守出来る者であること。

5 配布資料等

本プロポーザルに関する資料は、公募開始より石垣市スポーツ振興課ホームページより次の各様式をダウンロードして取得すること。

- (1) 石垣市公共施設予約システム等導入委託業務プロポーザル実施要領
- (2) 石垣市公共施設予約システム等導入委託業務仕様書
- (3) 別紙 1「対象施設一覧」

- (4) 別紙 2「システム機能要件確認書」
- (5) 別紙 3「データセンター仕様確認書」
- (6) 別紙 4「審査基準」
- (7) 別紙 5「石垣市都市公園条例_別表第 1」
- (8) 企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- (9) 会社概要（様式第 2 号）
- (10) 業務実績調書（様式第 3 号）
- (11) 執行体制（様式第 4 号）
- (12) 質問書（様式第 5 号）
- (13) 辞退届（様式第 6 号）

6 参加申込書の提出

応募者は、受付期間内に「企画提案参加申込書」を提出すること。

- (1) 受付期間：令和 7 年 10 月 28 日（火）～令和 7 年 11 月 6 日（木）まで
- (2) 提出書類は以下のとおりとする。
 - ① 企画提案参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 財務諸表（決算書） 直近 2 年分
 - ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ④ 本業務を行う事業の国税（法人税、地方税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人都道府県民税及び個人事業税）、市区町村税（法人市区町村税及び固定資産税）の完納を証明できるもので、公示日より 3 カ月以内のもの。写しの提出又は納税証明書の代わりに未納がないことを確認できる書類の提出も可能とする。
 - ⑤ プライバシーマーク及び ISMS の認証を証する書類の写し
 - ⑥ その他市長が必要と認めた書類
- (3) 提出場所

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地
 事務局：石垣市企画部スポーツ振興課(2 階)
 メールアドレス：supokou@city.ishigaki.okinawa.jp
 電話：0980-82-1212 FAX：0980-82-1911
- (4) 提出方法

参加表明書などの提出は、メール送信による電子データ提出及び持参又は郵送による提出とする。なお、メールによる電子データの送信は、受付期間内に本市が受信できること。メール送信後、電話で受信の確認をすること。郵送は受付期間内の必着とする。

7 企画提案書・見積書等の提出

応募者は、受付期間内に「企画提案書等」を提出すること。企画提案は 1 者につき 1 件とする。

- (1) 受付期間：令和 7 年 10 月 30 日(木)～令和 7 年 11 月 18 日(火)

※持参の場合：期間中の平日（土日、祝日を除く）、8 時 30 分から 17 時 00 分まで(12 時～13 時を除く)。※郵送の場合：期日までに必着のこと。
- (2) 提出書類は以下の通りとする。
 - ① 企画提案書

企画提案書は、横型、両面印刷、長辺綴じで、文字の大きさは 11～12 ポイントを基本とするが、図表などをはじめ、表現上必要な場合は、その他のポイント使用も可とする。用紙サイズは、A4 横型(1 部 A3 資料折込み使用可)とし、以下に掲げる項目に沿って（任意書式）で作成すること。

「企画提案書」は以下のとおりとし、表紙と目次を除き、40 頁以内とする。

項目	中項目	記載内容（例）
1. 会社概要、導入実績	会社概要（様式第 2 号） 業務実績調査書（様式第 3 号）	・システムの導入実績の内容・件数等
2. 企画管理	業務体制（様式第 4 号）及びスケジュール	・構築体制、メンバー（担当者実績、経験年数、保有資格等） ・全体スケジュール
3. 提案システム概要	システムの特徴 本業務への理解度、提案力、システム導入による本市への効果、	・提案の要旨 ・提案のコンセプト ・システムの拡張性等 ・サービスの概要
4. ハードウェア		・提案クライアント端末の性能
5. 帳票類作成機能	帳票類作成	・機能の内容説明
6. キャッシュレス機能	キャッシュレス	・支払いの方法 ・手数料等
7. 導入支援		・利用者、職員向けのマニュアル等について ・その他支援内容
8. 保守及び運用		・保守、障害対応体制等 ・バージョンアップ等の考え方 ・システム更改時のデータ移行等 ・運用サポート内容 ・料金改定時の対応 ・法令改正時の対応
9. セキュリティ確保		・セキュリティ方針 ・データセンターやシステムのセキュリティ対策や安全性の確保 ・プログラム修正等について ・情報セキュリティの確保について 通信等障害時の対策について
10. 提案	提案の内容	・本件に含まれない業務の効率化や利便性の向上に係る機能の提案等

② 見積書

本業務一式について、システム構築及びシステム使用に係る見積書を提出すること。

※見積書は内訳が分かる任意様式とする。

※システム利用に必要な経費の総額を価格点として評価するため、サービス提供者が直接提供しない（キャッシュレス決済機能）等の初期導入費及び基本使用料等の定額費用も提案額に含めること。

※費用は税抜き、税込み価格ともに記載すること。

ア システム構築業務

システム構築業務の費用は、システム構築に必要な初期設定費（キャッシュレス決済等の初期費用を含む）企画管理費、ライセンス料、機器の設置費等システムの円滑な運用に係る費用とする。

イ システム使用料等

- ・システム使用料は、システムの基本料、オプション使用料、保守費並びに運用支援業務費等とする。
- ・システム外経費等、外部サービス提供者が提供するサービス（キャッシュレス決済等）に係る費用について、見積りを徴取し、本件の経費として計上すること。

ウ キャッシュレス決済代行手数料

決済代行手数料等の収納金の多寡により変動する経費は見積額に含めず、単価や料率等を含めること。

③ 会社概要（様式第2号）

④ 業務実績調査書（様式第3号）

⑤ 業務体制（様式第4号）

⑥ 別紙2「システム機能要件確認書」

必須項目は絶対要件であり、構築業務費内で実現可能なこと。（標準機能、オプション、カスタマイズ、開発などの内容は問わない）

・システム標準で対応している機能は「○」、保守対応で可能な場合も「○」とするが、備考欄に「保守対応」と明記すること。

・システム標準では対応していないが、カスタマイズで対応を行う機能は「△」、対応できない機能は「×」とする。

※対応欄に△をつけた項目は、備考欄に代替え方法を記入し、カスタマイズ費用を導入にかかる経費に含めること。

※機能名や名称等の表現について、意味や用途が同じであれば異なっても構いません。

⑦ 別紙3「データセンター仕様確認書」

記載されている項目について、対応可能である場合は「○」を記入すること。

(3) 提出場所

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

事務局：石垣市企画部スポーツ振興課(2階)

メールアドレス：supokou@city.ishigaki.okinawa.jp

電話：0980-82-1212 FAX：0980-82-1911

(4) 提出方法

企画提案書・見積書等の提出は、メール送信による電子データ提出及び、持参又は郵送による提出とする。なお、メールによる電子データの送信は、受付期間内に本市が受信できること。

メール送信後、電話で受信の確認をすること。

郵送は受付期間内の必着とする。提出部数は10部とする。

郵送は受付期間内の必着とする。

8 質疑受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、「質問書（様式第5号）」に質問の趣旨を簡条書きで簡潔に記入し、メールで行うこと。 ※ 電話での質問には応じないこととする。

(1) 受付期間：令和7年10月28日(火)～令和7年11月11日(火)12時00分まで

※メールの件名は「石垣市公共施設予約システム等プロポーザル質問書」とすること。

※メール送付後、電話で確認すること。

(2) 提出場所

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

事務局：石垣市企画部スポーツ振興課(2 階)

メールアドレス：supokou@city.ishigaki.okinawa.jp

- (3) 回答方法：令和 7 年 11 月 14 日(金)までに回答します。

質問に対する回答は、取りまとめたうえで、令和 7 年 11 月 14 日(金)までに、石垣市ホームページに掲載します。但し、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみメールで回答します。

9 審査方法等

(1) 審査方法

- ① 「石垣市公共施設予約システム等導入委託業務事業者選定委員会」において、複数名の委員により提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の審査を行います。

企画提案書審査及びプレゼンテーション審査にあたっては、各選定委員が審査基準(別紙 4)により点数評価を行います。その結果、配点の合計の 6 割以上で、選定委員全員の合計評価点が高い提案をした者から順位付けを行い、上位順より予算の範囲内において候補者として決定します。

※合計点が同点の場合は、委員による多数決により決定します。

(2) プレゼンテーションについて

- ① 日時：令和 7 年 11 月 26 日(水)14 時 00 分から 16 時 30 分まで※日時について変更の場合あり

- ② 場所：石垣市役所 2 階企画部会議室 ※会場について変更の場合あり

- ③ 事前に提出された企画提案書(添付書類を含む)に基づきプレゼンテーションを行って下さい。

- ④ 上記提出書類以外の資料を配布することは不可とします。

- ⑤ プレゼンテーションには当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席(3 名以内)し、担当者が説明を行ってください。

なお、プレゼンテーション後に、質疑応答を 10 分程度行う。審査委員の質問には責任者と担当者のいずれの方が答えても構いません。

- ⑥ プレゼンテーションの際に、パワーポイント等で説明する場合は、事前に申出ることとし、ノートパソコン等については当日応募者が持参すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンについては石垣市が用意する。

- ⑦ プレゼンテーションの時間は、30 分以内とする。

(3) 参加が無効になる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ① 応募資格を有しないもの。
- ② 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 委託料の上限を超えているもの。

(4) 選定結果の通知

「石垣市公共施設予約システム等導入委託業務事業者選定委員会」の結果を踏まえ、合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、以下に沿って手続きを進める。

審査結果の採否は「事業者選定結果通知」により通知します。なお、選定後、委託先として決定した者の名称及び事業の概要を石垣市のホームページで公表します。

10 その他留意事項

- (1) 参加者が1者であった場合においても本プロポーザルは実施します。
- (2) プロポーザル参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。
- (5) 提出された書類は選定以外の目的には無断で使用しません。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 提出された書類は公正性、透明性、客観性を期すため、公表することがあり、参加者はこれを認めるものとします。
- (8) 参加申込み後、辞退する場合は「辞退届（様式第6号）」を提出する。
- (9) プログラム実施スケジュールは以下の表のとおりとします。

プロポーザル実施スケジュール

項目	期間等
プロポーザル公示	令和7年10月27日(月)
参加申込書等の提出期間	令和7年10月28日(火)～令和7年11月6日(木)
質問書受付期間	令和7年10月28日(火)～令和7年11月11日(火)
質疑回答(ホームページで回答)	令和7年11月14日(金)
提案書等提出期間	令和7年10月30日(木)～令和7年11月18日(火)
プレゼンテーション審査日	令和7年11月26日(水)予定
選定結果の通知	令和7年11月28日(金)予定
契約締結	令和7年12月上旬予定

※日程は変更する場合があります。

問合せ先・提出先：〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地
石垣市企画部スポーツ振興課 施設係
電話：0980-82-1212(直通) FAX：0980-82-1911
メール：supokou@city.ishigaki.okinawa.jp